

# 意見募集要項

## 1 意見募集案件名

東胆振定住自立圏共生ビジョン（変更案）について

## 2 資料等の入手方法

市のホームページからダウンロードにより入手可能です。また、担当課窓口、市役所2階市民情報コーナー、勇払出張所、沼ノ端出張所、COCOTOMA、各コミュニティセンター（豊川、沼ノ端、住吉、のぞみ）、植苗ファミリーセンターでも入手可能です。

※白老町、厚真町、安平町、むかわ町の各役場でも入手できます。（各町の企画担当部署にご確認ください）

## 3 意見の提出方法

### (1) 意見提出フォーム

市ホームページ上の意見募集中の「東胆振定住自立圏共生ビジョン（変更案）について」のページから「意見提出フォームへ」のリンクをクリックしてください。ご意見及び必要事項を入力後、**確認**ボタンをクリックし、入力漏れがないか確認してください。確認が終わりましたら**送信**ボタンをクリックしてください。ご意見が2000字を超える場合は、ファイルを添付して送信してください。

### (2) 電子メール、郵送、ファックス、直接持参

「意見書」に住所、氏名を、法人その他の団体にあつては、団体名、代表者名、意見提出担当者名、所在地を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

#### ア 電子メール

電子メールアドレス [seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp)

※ 電子メールにより提出した場合は、メールの受信を確認した旨を返信します。受信確認の返信がない場合は、担当までご連絡をお願いします。

#### イ ファックス

FAX番号 0144-34-7110 苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課 宛て

#### ウ 書面の持参又は郵送

書面によることを原則としますが、意見内容を保存した磁気ディスク等（CD-R）での提出も可能です。ただし、磁気ディスク等でお送りいただいた場合は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

【送付先】〒053-0018 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課 宛て

・電話又は口頭での意見の受付はしませんので、ご了承ください。

#### 4 意見の提出期限

令和2年3月19日（木）午後5時15分必着（郵送の場合は提出期日の消印有効）

#### 5 その他の留意事項

- ・ ご意見の言語は日本語に限ります。
- ・ 提出していただく意見には、案のどの部分についての意見であるのか分かるように、案に対する該当箇所を明記してください。
- ・ この「市民からの意見の募集（パブリックコメント）」は、政策の案に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出された意見の内容については、変更案の決定の際に参考とさせていただきます。提出された意見については、住所、氏名などを除いて、市のホームページなどで公表します。
- ・ これらの個人情報情報は、厳正に管理し、他の目的に使用することはありません。また、この意見書は、返却できませんので、ご了承ください。

#### 6 担当・お問い合わせ

■問合せ先・意見提出先■

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課

（市役所本庁舎7階）

電話：0144（32）6039／FAX：0144（34）7110

電子メール：[seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp)